

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	藤沢市職員の児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、藤沢市職員の児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	藤沢市職員の児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法及び児童手当法施行規則に基づき、藤沢市職員の児童手当に関する事務として次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 高校卒業前(又はこれに相当する年度末)までの児童を養育している者に対する藤沢市職員の児童手当の支給 (2) 申請があったものまたは現況届について、所得と年金情報についての確認 (3) 他市町村での受給状況等の確認 (4) 申請の認定・消滅等の処理</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 父母指定者の届出の受理、届出に係る事実の審査 (2) 受給資格者からの認定の請求の受理 (3) 認定請求に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認、それ以外の内容の確認) (4) 児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査 (5) 現況の届出の受理 (6) 現況の届出に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認) (7) 氏名等又は住所等の変更の届出の受理、確認 (8) 受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、事実の審査 (9) 未支払の児童手当の請求の受理、事実の審査 (10) 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 (11) 官公署等に対する必要な資料の提供等の求め</p>
③システムの名称	人事給与システム(児童手当管理) 庶務事務システム(児童手当申請・認定) 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表(別表における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条 106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 職員課
②所属長の役職名	職員課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 総務部 職員課 0466-25-6463
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[9) 従業者に対する教育・啓発]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	「マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画」に基づき、個人番号利用事務実施課を対象にした集合研修に参加するとともに、受講者が課内へ研修内容の周知を行っている。また、職員全員を対象に、毎年電子上での机上研修(eラーニング)による個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年12月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	表計算ソフト	人事給与システム(児童手当管理) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事前	平成29年3月から人事給与システムにて管理
平成28年12月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	平成29年3月から人事給与システムにて管理
平成28年12月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)74の項	事前	平成29年3月から人事給与システムにて管理
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	神原 勇人	中村 大	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	人事給与システム(児童手当管理) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	人事給与システム(児童手当管理) 庶務事務システム(児童手当申請・認定) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	中村 大	職員課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月28日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-25-1111(内)2661	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 総務部 職員課 電話0466-25-1111(内)2263	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 総務部 職員課 0466-25-6463	事後	
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	令和2年1月7日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 74の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 74の項	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和4年12月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 56の項	番号法第9条第1項及び別表第一 56の項、 101の項	事前	番号法第19条の改正に伴う変更
令和4年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 74の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 74の項 (別表第二における公金受取口座情報照会の根拠) 121の項	事前	番号法第19条の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1) 中学校修了前までの児童を養育している者に対する藤沢市職員の児童手当の支給	(1) 高校卒業前(又はこれに相当する年度末)までの児童を養育している者に対する藤沢市職員の児童手当の支給	事前	
令和6年12月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 56の項、101の項	番号法第9条第1項及び別表 81の項	事前	
令和6年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 74の項(別表第二における公金受取口座情報照会の根拠) 121の項	番号法第19条第8号及び別表(別表における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条 106、107の項	事前	
令和6年12月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和2年1月7日 時点	令和6年10月1日 時点	事前	
令和6年12月17日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	※様式改正に伴い、記載のとおり追加。	事前	